

社会福祉法人希望館
特別養護老人ホーム希望館
指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業 運営規程

第 1 章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人希望館が設置運営する指定介護老人福祉施設希望館(以下、「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを

提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

- 8 前 7 項のほか、「高崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年高崎市条例第 43 号)、「高崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成 24 年高崎市条例第 47 号)、「高崎市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」(平成 29 年高崎市規則第 26 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム希望館
- 二 所在地 高崎市江木町 1093 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 施設には次の従業者を置く。

(1) 管理者 1 名

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 嘱託医 2 名

利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。

(3) 生活相談員 2 名(指定介護老人福祉施設希望館と兼務)

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。

(4) 看護職員 3 名以上(指定介護老人福祉施設希望館と兼務)

利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

(5) 介護職員 37 名以上(指定介護老人福祉施設希望館と兼務)

利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。

(6) 管理栄養士 1 名(指定介護老人福祉施設希望館と兼務)

利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(7) 調理員 11 名以上

利用者に提供する食事の準備、提供に従事する。

(8) 機能訓練指導員 1 名(指定介護老人福祉施設希望館と兼務)

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

(9) 介護支援専門員 1 名

利用者のサービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(10) 事務員 3 名以上

必要な事務を行う。

(定員)

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 併設型 10名
- (2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員100名以内

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第6条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は次のとおりとする。

- 一 介護サービス
- 二 給食サービス
- 三 入浴サービス
- 四 機能訓練(日常動作訓練)
- 五 健康管理
- 六 相談援助等
- 七 送迎
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 3 前第1項及び第2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 滞在に要する費用
- 三 理美容代
- 四 その他、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する

- 4 前第一項及び第二項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第一項及び第二項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第21号)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

- 5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 7 事業所は、費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の事業の実施範囲は、高崎市（旧群馬町、旧箕郷町、旧榛名町、旧倉渚村、旧新町、旧吉井町は含まない。）とする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 家族への緊急連絡事項が発生した場合に連絡が取れるよう留意していただく
- 二 機能訓練等の設備を利用する際には、必ず従業者に申し出ること
- 三 利用者本人の心身の状況に応じて介護計画の変更を行うことがある
- 四 悪意を持っての、他の利用者の迷惑になる行為を禁ずる
- 五 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をすることを禁ずる
- 六 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入

所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 12 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第 13 条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「社会福祉法人 希望館 個人情報保護に関わる基本方針」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について

従業者に周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前第一号から第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

（地域との連携）

第 17 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 19 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 20 条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門

員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2)継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(改正)

第 21 条 この規程の改正は理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。